

横手慎二

ソ連政府の日本人抑留者送還政策

はじめに

第二次大戦後のソ連政府による日本人の抑留と使役の問題は日本人のソ連イメージに深い影響を与えてきた。抑留は、回想録、小説、歌謡曲などの媒体を通じて、繰返し国民の中に「野蛮なロシア(ソ連)人」というイメージを創り出す題材となってきた。「シベリア抑留」が語られる度にこのようなロシア(ソ連)人のイメージが想起されていると言っても過言ではない。これまで日本のロシア・ソ連研究者の多くは、抑留の問題が存在することを認識していたけれども、その研究が日本社会にあふれている反ソ(ロシア)的言辭に吸収されるだけだと考え、正面からとりあげずに来た。一部の日本人研究者は、まず日本人が革命直後のソヴィエト・ロシアに干渉した歴史を研究し、その上でソ連人が日本人に行った蛮行を取り上げるべきだと考えた。反対に、ソ連人による日本研究では抑留問題は完全に無視され、革命直後の日本による干渉とそこでの日本人の蛮行のみが研究されてきた。この状況では、両国の研究者が両国関係について理解を深めることは困難であった。

しかし、ソ連が崩壊してから状況が大きく変わった。何よりも、キリチェンコA.A.Kirichenko、クズネツォーフS.I.Kuznetsov、カルポフV. Karpovなど気鋭の旧ソ連諸国の研究者がこの問題に正面から取り組み、その研究成果を発表するようになった¹。何が如何なる理由から起こったのかを解明する作業は、日本社会に深く根を張ったソ連(ロシア)イメージを客観的に捉え直すために是非とも必要である²。

さて、日本人の「ソ連」経験の核となる抑留問題を考えるとき、扱うべき論点はきわめて多い。そこでここでは、ソ連指導部が日本人抑留者の送還問題にどのように対応したのかという論点に絞り、議論を進めたい。

¹ A.A.Kirichennko のこの問題についての貢献がきわめて大きいことは、日本の抑留経験者がよく知るところであるが、彼自身の独立した研究書はまだ発表されてない。クズネツォーフとカルポフの研究は以下の通りである。S.I.Kuznetso, *Iapontsy v sibirskom plenu, 1945-1956*(Irkutsk, 1997)長勢了治訳『完訳シベリアの日本人捕虜たち』(北海道旭川市、私家本,2000)。なお集英社から同名の翻訳が出ているが、問題が多い。V.Karpov, *Plenniki Stalina*(Kiev-L'vov;1997)長勢了治『スターリンの捕虜たち』(北海道新聞社、2001)。もとよりこのことは、ロシア社会の中で彼らの認識が受け入れられたことと同じではない。また、日本政府・外交当局が、この問題に対して冷淡であったことはかなり以前から若槻泰雄によって指摘されてきた。同『シベリア捕虜収容所』(サイマル出版会、1979)。

² 日本の戦時中の捕虜に対する態度とそのことに対する歴史認識の問題は、まったく同類の問題である。しかしここではソ連と日本との関係の問題のみ扱う。なおクズネツォーフによれば、少なくとも名前のはっきりした二人のソ連人と40名ほどのソ連人を拷問し、死に至らしめたとしている。Kuznetsov, p.37.

1. 抑留の目的

スターリンがどのような目的で「大日本帝国臣民」を抑留したのかという問題は、今もなおお解明されていない。既によく知られるように、抑留の開始は1945年8月23日の国家防衛委員会の決定に始まる。これは日本軍50万人の収容と労働利用を決定したものである。それより先8月16日に、「日本及び満州軍の捕虜はソ連には輸送しない」とする電報命令が、ベリヤ、ブルガーニン、アントーノフの署名を付けて極東方面軍総司令官ワシレフスキーに送られていたので、8月23日の決定はこれを完全に覆すものであった³。そこで斎藤六郎は、8月19日及び21日になされた関東軍司令部並びに参謀本部員とワシレフスキーとの会談で、前者がソ連側に日本軍兵士の労務提供を申出した結果として抑留と使役が始まったのではないかとする問題を提起した⁴。また和田春樹とロシアの検察官ボブレニョフは、トルーマンが北海道北半分をソ連軍の管理地域にしたいというスターリンの要求を17日に拒否したことから、抑留が始まったという仮説を提示した⁵。どちらも8月23日付文書作成の過程についての確実な証拠を欠いているため、十分な説得力を持つとは言えない。

おそらく以上の仮説は、関東軍司令部が出した戦闘行動停止命令の結果として、8月19日以降に日本軍が大量にソ連軍に投降し始めたという事情を十分に検討していない。予想外の大量投降が起って改めてソ連指導部の間でその処遇が問題となり、8月23日に上記のように方針が改められたという推測も可能なのである。8月16日のベリヤ達の命令が出た時点では、投降する者がきわめて少数だったという事実は看過されるべきではない。

もしこの第三の説が正しいとすると、改めて抑留の性格はどのようなものであったのかという問題が浮上する。カルポフはこの点について、ロシアにおける捕虜の取り扱いについての伝統、経済的復興に人力を必要とした状況、さらに世界政治で指導力を得たいとするソ連指導部の意欲が結びついて、抑留が起ったとする解釈を示している。スターリンは戦後のソ連社会の荒廃と労働力の不足を意識しており、可能であれば誰でも労働力として利用したいと考えていたであろう。スターリンは、ソ連に宣戦布告なく攻撃を開始したドイツと、ソ連側が危機の時期に脅迫行為を行ったけれども、最終的に攻撃を思いとどまった日本を区別する姿勢はなく、勝利した後に、懲罰として使役しても構わない存在として

³ 国家防衛委員会の8月23日決定第9899ssと8月16日のベリヤたちの命令は、カルポフに収録されている。Karpov pp.23-24.及び付録。翻訳45～46。両者の一部はクズネツォーフ Kuznetsov, p.24(翻訳35～37ページ)によっても紹介されている。

⁴ 斎藤六郎『シベリアの挽歌』(終戦史料館出版部、1995)151-161,171 ページ。

⁵ ボブレニョフ『シベリア抑留秘史』(終戦史料館、鶴岡市、1992)、PP.22-23。本書は日本語でのみ発表されたものと思われる。和田春樹「日ソ戦争」原輝之他編『日本とスラヴ』(弘文堂、1995)127 ページ。なおクズネツォーフも明言はしていないが、この説を支持しているように見える。Ibid.pp.25-27.

日本人を認識していたものと思われる。

既にドイツ人については、1944年12月16日に、国家防衛委員会は「赤軍によって解放されたルーマニア、ユーゴスラヴィア、ハンガリー、ブルガリア、チェコスロヴァキアにあった男17歳から45歳まで、女18歳から30歳までの労働能力を有する者」を「ソ連国内の労働に向けて動員し、抑留すること」を命じる決定を下していた。つまり軍人以外のドイツ人に懲罰として労務義務を課すことは日本軍が投降するまでに決定されていたのである。それは、日本人抑留者がよく知るように、内務人民委員部が抑留の全体的責任を負い、赤軍その他の組織がそれを個々の分野で補助するという構造を持っていた⁶。また、1945年9月29日施行の「捕虜労働利用規則」によって、この構造は国家防衛委員会と内務人民委員部が具体的な経営対象ごとに捕虜数を配分し、その捕虜の労働を利用した「経済機関」が代価を内務人民委員部に支払うという制度として完成し、機能することになっていた⁷。その意味で言えば、日本の敗北、大量の抑留者の出現を受けて、スターリンをはじめとするソ連指導部が彼らをドイツ人の同盟国民として同じように扱う決定を下したのは、ごく自然なことであった。敢えて言えば、8月16日の決定は多数の投降が起こってから早晩訂正される状況にあったのではないだろうか。

さて以上とは別に、当初から、ソ連指導部が一般の抑留者とは区別して「戦犯」として一部の日本人を扱う方針を定めていたという事実に着目する必要がある。これらの人々の抑留理由は一般兵士・民間人のそれと区別して考えねばならないだろう。

誰がこのように早期に逮捕され、判決を受けていたのであろうか。日本人抑留者の回想を読めば、ソ連側が早くから特定のグループに目をつけていたことは明らかである。たとえば満鉄副総裁としてハルビンで敗戦を迎えた平島敏夫の回想には次のような一節がある。

「8月31日突如として、元[満州国]国務総理張景恵氏を始めとする満系大官が、ソ連軍に一斉逮捕された。…9月13日に協和会の三宅中央本部長と結城副本部長が逮捕されたのを皮切りに、24日には武部総務長官、古海次長らが、…拘禁された。ソ連軍が特に力を入れて抑留したのは協和会関係者である。…これは協和会組織をソ連のゲープルーであり、同時にゲリラ部隊と誤認していた故の一斉検挙であったことが後でわかった。10月に入ると逮捕の手は益々きびしくなり、各部の次長、警察関係の幹部、検察官(検事)、憲兵、特務機関関係、更に一部の特殊会社の幹部にも及んできた。特に根こそぎ挙げられたのは、ノモンハン事件後、関東軍内に設置された北方調査局の関係者である。既にその頃、同局は廃止されて新京会という名称で、専らシベリアの調査を続けていたが、もともと北方調査局はシベリアの資源や経済の調査を主眼としたものであった。

⁶ RGANI,f.89,op.75,d.1,l.1-2.

⁷ Modest Kolerov, Voenop1ennye na stroikakh kommunizma,Rodina,1997,osen'no.9,P.82.

同局がバイカル湖以東に重点をおいて、関東軍がシベリアに進駐した際の政治、経済を処理する研究調査機関であり、同時に政治、経済、交通各方面に於ける動員計画をも担当していたのであった⁸。」

ここに列挙された逮捕者を分類すれば、第一に上級行政官、第二に検事、憲兵、警察など治安維持担当者、第三に調査機関関係者ということになる。古島の議論が正しいとすれば、協和会関係者は第二のグループと目されていたと言えよう。そこからどのような推論が組み立てられるだろうか。第一に、そこに日本の植民地支配の責任追及という発想があったことは確実であろう。上級行政官と治安維持担当者の拘留と逮捕は、まさしく責任者の処罰であったと考えられるからである。しかし第二に、調査機関関係者、つまりソ連通と目される人間の拘留・逮捕は以上とは別の発想から出たものと考えなければならない。この点を考える上で注目されるのは、自ら長期間抑留された経験を持つ元関東軍参謀副長松村知勝の次のような回想である。

「ソ連の戦犯に対する態度は、昭和23年頃一つの変化を来したと思う。若しこれが変化でなければ、少なくとも新しい決定を行ったと見ていいだろう。従来の戦犯が特務機関に重点を置き、報復を主としたものと考えられるのに対し、新しい決定にあっては、その範囲が拡張せられ、無線情報、防疫給水関係から機動旅団、挺進大隊、特別警備隊に及び、軍司令官、師旅団長、参謀が含まれた。そして報復の意味はもちろんあるが、その外に折から悪化して来た米ソ関係をも考慮に入れ、ある程度の数に達する人員を抑留して米軍の利用を妨げること、日本軍がどれだけ戦争犯罪を犯していたかを世界及び自国民に宣伝することなども目的としたのではないかと思われる。彼らが戦犯を政策上の人質とする考えを当時から持っていたかどうかはわからぬが、結果から見ればその意志もあったと言っているだろう。この新方針に基づく裁判は昭和23年末頃から行われ、25年春で終わったものと認められる。前に述べた第一次の戦犯処刑に不起訴あるいは無罪となり、又は懲罰大隊に入れられた特務機関関係者も、再び戦犯として裁判された。ハルピン特務機関にいた田中中佐、東寧特務機関にいた青木通訳などその一例である⁹。」

つまり松村から見ると、逮捕の仕方から考えて、ソ連側が逮捕と拘留に踏み切った理由としては、報復、宣伝、政策上の人質という三種の理由が考えられるのであり、当初は報復が主であったが、冷戦の激化とともに残りの二つの理由が主要になったというのである。

⁸平島敏夫『楽土から奈落へ』（講談社、1972）137ページ。

⁹松村知勝「裁判と監獄」『裁判、監獄、防諜—ソ連囚人政策の裏面』（日刊労働通信社、1958）59ページ。

言うまでもなく、ここで松村が報復と書いたものはソ連側の視点にたてば責任者の処罰ということである。そこで、この三種の理由で抑留者を分類すれば、先に結論を留保した調査機関関係者(ソ連通)の逮捕と拘留は、松村が後に冷戦の進展とともに表出したという潜在的敵対分子の予防的拘束もしくは国際宣伝のためだったということになる。結論的に言えば、彼らについては潜在的敵対分子として予防的拘束をする、もしくは国際宣伝の材料として拘束するという論理が初期の段階から働いていた可能性があるということである。

松村が強調した特務機関に属する人々の逮捕、拘留もこのような文脈で考えることができる。まず特務機関員が当初から特別扱いされていた事実を確認しておこう。たとえば、ハルピン特務機関にいた秋草俊少将はすぐに前線の牢獄に入れられて尋問を受け、45年10月14日にはモスクワのルビャンカ監獄に入れられ、さらにそこでの特別会議(オソ)¹⁰で25年の禁固刑を宣告された¹¹。同じくハルピン特務機関員であった田中敏夫は、1946年10月中旬に「ハルピン木炭街元ハルピン特務機関員宿舎で全員一網打尽ソ軍に逮捕された」という。田中の取調べは逮捕後すぐに始まったが、偽名を使っていたため、翌春に25年禁固の判決を受けたという¹²。さらに近藤毅夫は、開戦当時の満州国北部北安市駐屯の歩兵第386導隊長をしており、速やかに(8月17日、もしくは18日に)テリューヒン中将与との間に停戦を決めたが、翌日には黒河特務機関長を兼務していたことが露見し、逮捕された。この後近藤は、9月末にはブラゴヴェシチェンスクに運ばれ、そこで黒河特務機関員10人、白系ロシア人8名とともに軍事裁判を受け、20年の禁固刑を宣告されたという¹³。他の圧倒的多数の抑留者は未決のまま抑留され、未決のまま帰国したという事実を考えれば、特務機関に属した者の取り扱いがいかに特別であったかわかるだろう。彼らの処遇が殊更に厳しかったのは、「日本帝国主義支配」の実質的責任者として処罰される対象であったと同時に、ソ連通として予防拘束されるべき存在であったからではあるまいか。(時期が来て、必要とあれば、国際宣伝の材料にするつもりでもあったろう。)

いずれにせよ、上級行政官と治安維持関係者に対する処罰としての拘留こそ、一般兵士・民間人の抑留の原型であったと思われる。理屈として、抑留がソ連に対する戦争準備という反ソ活動を行ったことに対する処罰だったとすれば、抑留中に反ソ的言動をしたとして抑留期間を延期された者が出たのは理解できないことではないのである。言うまでもなく、ここで言う戦争準備とは、1930年代の一般的な戦争準備を意味する。

¹⁰ この用語の意味については以下を参照。ジャック・ロッシ 梶浦智吉・麻田恭一訳『ラーゲリ強制収容所註解事典』(恵雅堂出版、1996)、27-28 ページ。

¹¹ ボブレニョフ前掲書、309-348 ページ。

¹² 田中敏夫「ソ連の無法処刑の経緯と抑留遍歴概略」『朔北の道草』(朔北会、1977)388～392 ページ。

¹³ 近藤毅夫『シベリア抑留記』(白鳳社、1974)17-31 ページ。この回想は近藤が1956年に帰国後、断片的に書き綴り、70年までに書かれたものだと夫人による後書きにある。

2. 国際的圧力

さて、通常の日本人抑留者の帰国はどのようにして起こったのであろうか。先ず、国際環境からの圧力がソ連指導部に影響したという説について検討してみよう。

既に指摘されているように、日本を占領した連合軍総司令部GHQがソ連に抑留された日本人について最初の問い合わせをしたのは、1945年9月26日である¹⁴。おそらくこれは、日本側からの要望に応じて、総司令部が行ったものであろう¹⁵。しかし、具体的にどのような調子でソ連側に対して問い合わせがなされたか不明である。一方でGHQは、ポツダム宣言第9項にある「日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルヘシ」とあるように、武装解除した日本国軍隊の帰国を促進する約束の下に行動していた。しかし他方では、日本の経済的社会的混乱を考えれば、速やかにこの条項を実施できる状態にはなかった。アメリカの有する船舶は、言うまでもなく先ずアメリカ軍が進駐した地域から「日本国軍隊」を復員させるために使用された。ソ連にはそれだけの船舶がないことは明らかであったので、アメリカとしてもソ連側に、何を置いてもポツダム宣言9項を実施するよう迫るわけにはいかなかったであろう。結局、アメリカから問い合わせはなされたが、その結果などについては何も日本政府に伝えられなかったようである。

アメリカの研究者ニムモは1946年春になって初めてこうした状況に変化が生じたとするが¹⁶、実際にはそれよりも早く事態は動いていた。1945年10月の半ばまでに、ソ連軍が進駐した地域における治安の悪化と旧日本軍兵士の連行のニュースが日本に届いていた。アメリカ軍が進駐した地域からは続々と旧日本兵が復員していたことから、この問題は一層人々の関心を集めたのである。『朝日新聞』の10月19日号社説にある以下のような論説は、こうした国民の強い関心をよく示している。

「関東軍および朝鮮軍の急転直下的な壊滅といふ異常な事態を生じたにせよ、本邦とこれらの地域とのこれまでの特殊な関連性から考えても、数十万に及ぶ在留同胞の状況が二箇月もの間も密封されたままであるといふ事実は果してわが当局の努力が十分に尽くされてあるか、どうかを疑はしめる。固よりわれわれはこれらの地域に進駐したソ連軍の節度に疑惑を呈するものではない。…満州および北部朝鮮における進駐に当っては、独ソ戦の場合と違って平和進駐の形であるだけに、一層それが厳正な状態において一切

¹⁴ GHQ/SCAP Records, Allied Council for Japan, ACJ-1,000670.

¹⁵ 若槻泰雄『戦後引揚げの記録』(時事通信社、1991)、55～57 ページに9月9日、9月13日、9月16日付の日本側からGHQ宛ての要請が記されている。

¹⁶ William F. Nimmo, Behind a Curtain of Silence(N.Y, Greenwood Press:1988),p.83.加藤隆訳『検証—シベリア抑留』(時事通信社、1991)150 ページ。

が処理されてゐるであらうことは疑ひを要しないところであるけれども、ソ連の参戦から終戦提議までの数日間の戦闘期間中において居留同胞がいかなる状況に置かれたか、暴徒による被害が随所に生じたと伝えられるが、果していかなる程度のものであらうか、また現在いかなる生活条件のもとにあるであらうかというようなことは、われわれとしては極めて切実な関心事であつて一刻も速やかにその実相を知り、正しい判断の上に立つて対策を立てたいのである。政府としても、恐らくはあらゆる方策を取つて正確なる情報の蒐集に努力してゐるであらうけれども、今なほ一回の権威ある報告にも接しないことは甚だ遺憾とせざるを得ない¹⁷。」

言うまでもなく当時の日本の新聞は、ソ連を含む連合国を正面から批判できなかった。それでもなおここまで書いていたのである。連合国総司令部はこうした日本国民の声を受けて、10月30日、そして11月25日に、ソ連側に抑留されている日本人について照会した¹⁸。しかしソ連当局は抑留していることを告げるのみで、引揚げの問題にはまったく言及しなかった。

事態が変化したのは翌年2月のことであつた。2月28日、連合国対日理事会ソ連代表デレヴァンコがマッカーサーに向けて、これまでのアメリカ側からの度重なる問い合わせに答えるとして、次のような文面の返書を送つたのである。

「ソ連軍司令部は、私に、貴下に対して1946年3月1日より北朝鮮にいる日本人 Japanese subjectsの本国帰還を始める用意があると報告する権限を与えた。ソ連軍司令部は、日本人を北朝鮮から咸興、元山、鎮南浦の港経由で本国帰還のために海上輸送する計画を立てている。ソ連軍司令部は、本国帰還者が上記港において乗船するまでの食糧及び医療手当てを提供するばかりか、それまでの輸送を引き受けるであろう。本国帰還者の北朝鮮の港から日本の港までのさらなる海上輸送、及び彼らに食糧その他の便宜を供与することは日本国政府の義務である。日本政府は輸送の便宜も含めて、すべての必要な手段を提供すべきである¹⁹。」

これはソ連側が初めて日本本国への日本人の帰還について言及したものであつた。しかし仔細に読めば明らかな如く、これはあくまで北朝鮮にいる一般日本人の輸送の問題であ

¹⁷ 『朝日新聞』1945年10月19日号1面「満州北鮮の同朋」。同紙は2面の「鉄筆」の欄でも「在満同朋」と題して、ソ連の管轄下に在る「邦人の消息が一切不明」だとし、救済のために「万策が執られて居る」のかと論じている。またそれより先10月15日号2面では「ソ連軍は9月に入ると7日からは日本人の男子16歳から60歳までのものを連日拉致トラックで何れへか運び去るやうになつた」と報じていた。

¹⁸ GHQ/SCAP Records, Allied Council for Japan, ACJ-1,000670.

¹⁹ GHQ/SCAP Records, GIII00111.

って、ソ連軍に抑留された日本人の帰国を問題にしたものではなかった。しかし当初アメリカ側はそのことを理解していなかった。そのために、双方はかみ合わない議論を暫く続けることになった。その間にソ連側は、樺太(サハリン)にいる日本人の肉親を日本本土から輸送するという問題を提起した²⁰。ソ連占領地域で一家が生活した方が望ましいし、そう日本人も願っているはずだという仮定に基づく提案である。またアメリカ側は、日本にいる朝鮮人の朝鮮半島への輸送の問題を提起した。こうした問題をめぐって暫く米ソ間で協議され、ようやく4月23日にGHQは、デレヴァンコに対して、北朝鮮からの輸送者の中にソ連占領地域にいる日本軍捕虜も含める内容の協定案を提出した。しかしソ連側はこれを受け入れず、5月26日までにこの点を削除した案を再提案した²¹。

その間にも、総司令部の下には、3月12日の『パシフィック・スターズ・アンド・ストライプ』やソ連占領地域から逃亡してきた朝鮮人、日本人からの直話などを通じて、日本兵がチタに工場労働者として送られたとか、北朝鮮や中国領にいた日本人兵士がソ連方向へ連行されだといったニュースが届けられていた²²。満州や北朝鮮から日本国内にもたらされたこうした情報は、時間の経過とともに日本国内に浸透し、親ソ勢力を苛立たせる材料となった。特に日本共産党は、1945年の敗戦以降暫くの間、国民の間にきわめて高い権威を有していたが、この抑留問題によって悩まされるようになった。この状況は、彼らと密接な関係を持つソ連共産党中央委員会対外政策部も理解していたものと思われる。日本から同部に届いた資料の中には、日本共産党の東京地方選挙対策委員会が同年6月半ばまでに作成した「引揚げ問題に関する資料」が含まれており、この資料には次のような「ソ連治下の日本人に関しての与論」が集められていたのである。確認できないが、このパンフレットは同年4月になされた総選挙の際に、共産党に寄せられた質問から作成されたものと思われる。

- 「イ. アメリカではドシドシ復員させているのにソ連は何故復員させないのか。
ロ. ソ連治下の日本人はどうなるのか。虐待されていると言う、ソ連の奴隷にされて重労働で毎日死んでゆくという。私らの家族の心痛は…(一部意味不明)。ソ連は何故これらに対して言声してくれないのか。私はソ連の暗黒政治を今日では信じている。
ハ. 捕虜をウクライナ、シベリアに送ったのは何故か。ポツダム宣言では、武器を捨てた日本人は帰還せしめることになっている。

²⁰ William F.Nimmo,pp.84-86 翻訳書、151-154 ページ。

²¹ GHQ/SCAP Record, GIII00110.General Headquarters United States Army Forces, Pacific, 1June1946.

²² GHQ/SCAP Record, GIII00111. Information concerning the whereabouts of the former Japanese Military Personnel in the areas occupied by the Soviet Union.

- ニ. 社会主義のソ連が満州で強姦、強盗をし、資本主義のアメリカが日本人にあたたかい愛情を示している。日本共産党の見解は如何。
- ホ. 日本共産党のみが、ソ連の治下にある同胞を救ひ得ると信ずる。千島、樺太、シベリヤ(ママ)、北鮮の同胞の引揚げに対する党の対策如何。」

こうした質問に対して同パンフレットは、虐待の報道が事実無根であるとしつつ、同時に引揚げが遅れているのは日本の「現政府の無為、無策の反動的な性格によるもの」で、「若し人民戦線政府が結成し、受け入れ態勢が確立したら、ソ連治下の邦人は速刻(ママ)引揚げ得ると信ずる」と応答すると対策を示していた²³。それがさして説得力をもたないことは、作成者も理解していたのではあるまいか。あるいはこうした資料をモスクワに送付すること自体、苦しい状況をモスクワに知らせる策であったのかもしれない。

パニューシキンなど中央委員会の対外政策部にあった者や彼らの直属の上司であったスースロフがこうした資料を通じて日本における抑留問題の否定的影響を知っていたとして、はたしてスターリンやモロトフたちはどこまでこうした問題を知っていたのであろうか。この点を史的に確認することはできない。しかし状況証拠は知っていた可能性が高いことを示している。たとえば、内務省から1946年7月3日付でスターリンに送られた文書にはで次のような一文が含まれていた。

「最近、ソ連邦において収容されている日本人捕虜の中にかんがりの民主的気運の向上が認められる。また、ソ連外務省の報告によれば、日本ではソ連にある日本人捕虜があたかも耐え難い生活にあるという噂が執拗に宣伝されている。上記の点に鑑み、ソ連内務省は、日本人捕虜に3ヶ月に1通、優れた生産指数を出している者には3ヶ月に2通の手紙を祖国に送る権利を認め、彼らと日本、満州及び朝鮮に住む彼らの家族との間の文通を許可することが望ましいと考える²⁴。」

残念ながら、言及されているソ連外務省の報告は発見されていない。おそらく駐日ソ連外交官たちは、具体的に日本人捕虜がどのような状況にあったか知らされていなかったもので、抑留問題をすべて反ソ的噂として報告していたのであろう。そうでなければ、上記のように、「日本人捕虜があたかも堪え難い生活にあるという噂が執拗に」に流されていると簡単に書くことはできなかったはずである。この文面からみて、スターリンとモロトフは抑留によって日本国内に醸成された否定的雰囲気気づいていた可能性が高い。

²³ RGASPI, f.17, op.128, d.1000, l.13-13ob.

²⁴ M.M.Zagorul'ko, Voenoplennye v SSSR (Moskva: Logos, 2000), pp.275-276. 以下この資料は Voenoplennye と略す。

ソ連側の引き伸ばし策は、既に反ソ的姿勢を固めていたマッカーサー司令部に絶好の攻撃材料を与えることになった。1946年6月19日に連合軍総司令部外国部のアチソン代表は対日理事会ソ連代表デレヴヤーンコに対して、抑留問題について厳しい通告を行った。それはポツダム宣言の第9項を全文掲載した後に、次のように論じていた。

「最高司令官は彼の権限および責任に鑑み、先年9月に海外にある日本人の復員プログラムを開始した。このプログラムはきわめて順調に進展し、開始以来、多数の日本人が送り返され、その家庭に復帰した。しかしながら唯一つ、例外をなす集団がある。それがソ連当局によって捕獲され、抑留された日本人である。中国、英連邦、その他の地域の連合軍当局は、最高司令官が上記降伏条件を遂行するに際して速やかで全面的な協力を提供した。復員プログラムは既に以下の如き成果を挙げた。1945年10月から1946年6月までの期間に、アメリカ、イギリス、中国、そしてロシアの支配下にある地域からの日本人の引揚げは、当地で得られた限り、次のような割合である。

- a アメリカの支配地域… 93%
- b イギリスの支配地域… 63%
- c 中国の支配地域… 58%
- d ロシアの支配地域… 0%²⁵」

さらに6月26日にも、アチソンは明治ビルで開催された対日理事会で改めて上記の数字を讀上げ、ソ連側の行動を正面から批判した。日本の新聞によれば、アチソンの声明はこの数字を挙げた後に次のように続けていた。

「日本政府は数回にわたってソ連軍により俘虜となり、または留め置かれてゐる日本人の引揚げ問題につき、最高司令官の注意を喚起して来た、また終戦前ソ連管理地域にあった個々の日本人の安否についてはその友人親戚から数百通による問合せの手紙が来てゐる。多数日本人のかかる心配は穩かならざる問題を孕むものであり、出来得ればこれを緩和してやらねばならない、余はここに日本人引揚げについての降伏命令を総ての連合軍が可及的速かに進んで実行すべきだとの意見を開陳するものである²⁶。」

この報道は日本国内のソ連イメージを痛撃するものだった²⁷。まさにそれ故に、デレヴ

²⁵ GHQ/SCAP Record, GIII00109. Diplomatic Section, G. Atcheson Jr. to K. Derevyanko.

²⁶ 『朝日新聞』「邦人引揚げ促進、米、ソ連へ要望」1946年6月27日2面。

²⁷ アメリカ側は、7月の初頭にはさらに「満州からシベリアに送られて使役させられてゐる日本軍隊の数は約70万人に達する」という数字を公表した。それがソ連イメージを落とし、アメリカイメージを高める意図的なものであったことは確かであろう。同上、「シベリアに70万、日本人捕虜が使役」7月2日2面。

ヤンコがこの通告を本国に伝えたことは疑問の余地がなかった。ソ連側の政策決定プロセスに国際環境から明快な入力が入ったのである。しかしそれが新しい政策に転換されるまでには、まだ曲折を経なければならなかった。ソ連側は対抗策をとった。第一に、この時期からソ連側は、農地改革、労働法などで矢継ぎ早に独自案を示し、アメリカ主導の改革は不十分だと非難した。それが日本世論を意識したものであることは、声明を出すたびにわざわざ記者会見を開いた事実が示している。会見は、7月16日、8月24日、9月2日、9月6日に開かれた。しかし思惑に反して、日本国内の反響は乏しかった²⁸。

第二に、9月6日にデレヴァンコは、アメリカ側が日本人の帰還に協力的でないから事態はすすんでいないのだとする声明を發した。この声明は、ソ連側は抑留者の帰還を故意に遅らせてアメリカを困惑させていると考えていたアチソンを怒らせた。彼はすぐに声明を發し、ソ連側代表が、北朝鮮にいる日本人以外の帰還について討議する資格がないと述べたので米ソ間の交渉は中断したのだとする反批判を行った²⁹。

こうした状況を受けて9月27日に、対日理事会ソ連代表部のアヌーロフ Anurov とアメリカ側ハウエル大佐の間で日本人の復員をめぐって意見交換がなされた。「帰還する者は一ヶ月でどの程度か」と尋ねるハウエルに、アヌーロフは、10月より初めて真岡から1万7千から1万人(ママ)、ナホトカから1万から1万5千人だと答え、さらに「その後は条件によって左右される」と付け加えた。この議論を受けてさらに両者は、冬の到来による障害の問題、アメリカ側から提供される船舶の量の問題について意見を交換した。そこからの議論は、ソ連側の史料による限り、ハウエルが旅順からの復員の規模を尋ねたのに対して、アヌーロフが「総司令部の船舶提供の決定によって、すべての問題の解決を促進する」と答えたことになっている。明らかに、アヌーロフは、9月の半ば過ぎまでに、朝鮮半島以外の地域からの日本人の復員について可能性を示唆するようモスクワの指示を受けていたのである³⁰。こうして、日本人を帰還させる問題は大きな障害を乗り越えたのである。しかし、こうした変化は、国際的圧力のみによって引き起こされたと考えすることはできない。次に別の要因を見てみよう。

3. 抑留者の状況－大量死と「民主運動」

変化していたのは国際環境だけではなかった。抑留者自身、そして彼らを取り巻く状況

²⁸ AVP RF, f.0146.o.30,d.5.from Popov to Malik.1.13-53.日本の新聞はほとんど関心を示さなかった。

²⁹ Papers relating to the Foreign Relations of the United States,1946,Far East,pp.309-310.抑留についてアメリカ側が日本人より助力を求められており、ソ連側の行動は「アメリカを困惑させるため」だとする議論は Ibid.,pp.306-307.

³⁰ AVP RF, f. 0146,o.30,d.10.1.22-25.

にも大きな変化が起こっていた。おそらく二つの変化が重要である。第一は、1945年から翌年春にかけて抑留者の中に大量の死亡者が出たことである。これは過酷な労働、厳しい上に不慣れな気候、食糧供給の絶対的不足、そして敗戦と抑留による精神的ダメージが重なって生じたものと考えられる。第二は、一見するとこれとは逆に、収容所の中いわゆる「民主運動」が広がったことである。こちらの起源は定かではないが、遅くとも1946年春までに始まっていた。

第一の動きについて見てみよう。1945年から翌年にかけての冬に、日本人抑留者の中にどれほどの死者が出たのか、確定する史料はまだ見出されていない。1946年2月26日付で内務人民委員クルグロフKruglovが、スターリンとモロトフ、ベリヤに送った報告書によれば、内務人民委員部に移送されてきた「日本人捕虜」は49万9807人であり、彼らの健康状態は「好ましくない気候、一部の住居生活条件、そして不十分な食糧配給量の結果として、1945年11月と12月、及び1946年1月の冬期にかなり悪化した」、具体的には1945年11月から病人の数が増え、12月には3385人、翌年1月には5168人が死亡したとある³¹。ソ連軍大尉として関連する史料を閲覧できたガリツキーは、1991年に雑誌に発表した論文で、1945年には5321人、翌年には2万4804人の日本人抑留者が死亡したと論じている³²。この数字の根拠は示されていないが、おそらくは、クルグロフの報告にある数字などを総計したものと思われる。しかしガリツキーが作成した表による限り1955年までに併せて37871人しか死亡しておらず、日本側で一般に言われる抑留者総数の約一割、約6万人が抑留中に死亡したという説と大きな懸隔がある。

何よりも、このような書類上の数字は抑留された日本人の記憶とかけ離れている。たとえば1959年に帰国した吉沢秀夫によれば、彼が働かされたパプチャランガ錫鉱山では、「配属された520人のうち、[1946年]1月中旬には221人が死んだ³³。」また、「チタとバイカル湖のほぼ中間にある小駅、フーシエンガ」から南に20キロ下ったガリカに送られた松井喜一郎によれば、彼の仲間500人のうち2人に1人が1945年10月から翌年1月までに死亡した。さらにエニセイ河東部の「テーヤ基地」で森林伐採に従事させられた中島武三によれば、1946年6月までの8ヶ月間の間に、「当初の200余名が50名足らずに減っていた³⁴。」ここでは具体的に場所と時間が特定されている回想を選んだが、多数ある抑留者の回想はその大半が、最初の冬に起った大量死に言及している。こうした状況を考えると、斎藤六郎が主張する「入ソ直後より翌年5月までの死亡者は4万6千20人

³¹ Voennoplennye, pp.241-242.

³² Voенно-istoricheskii zhurnal, 1991, no. 1, p. 70.

³³ 『週間読売臨時増刊 極秘資料写真集 シベリア捕虜収容所の記録』1990年12月20日号での抑留経験者の座談会での発言。83ページ。

³⁴ 『文芸春秋 臨時増刊 読者の手記 シベリア強制収容所』1982年9月号、25ページ、122-123ページ。

で」あったという説も一概に否定できない。斎藤によれば、この数字は、GHQ空軍部隊が京都大学医学部教授らをスタッフにして、引揚げ後の軍医、衛生下士官などに面接して作成した論文にあるという³⁵。

いずれにせよ、短期間の間に起った日本人抑留者の大量死はソ連当局を大いに困惑させた。既に1946年1月に、上述のクルグロフは赤軍後方軍司令官フルーフKhrulevに対して、「捕虜の住居生活条件、衛生状態、補給、員数確認、管理体制と保安は、依然として、国防人民委員部の労働大隊にある捕虜の扶養と労働利用の最低の要求に適っていない」と率直に指摘し、その改善を求めている。もちろんこの報告はすべての「捕虜」を対象としたもので、中には「日本人によって補充された」イルクーツクのラーゲリも含んでいた。それが抑留者の置かれた通常の事態であったことを示している³⁶。

こうした報告は以後も繰り返し提出されていた。たとえば3月15日付けの捕虜・抑留者業務中央管理局次長の報告も、「捕虜の身体状況は月を追って悪化し」、罹病率が増大し、「主として栄養失調と肺炎による死亡率もかなり増えている」と記していた。この報告はたんに状況を説明するのみではなく、事態の改善が図られていない収容所の責任者を処罰するよう求めている³⁷。

惨状を目の当たりにして、責任者が指導部に向けて何らかの政策提言をしたことは確かである。カルポフはまったく典拠を示していないが、この後にソ連指導部によって次のような対応策がとられたと記している。

「ソ連に連行された日本人捕虜総数の20%、つまり5分の1が隊列から離れた。…こうした状況はソヴィエト政府側の憂慮を惹き起こさずにはいなかった。ソ連閣僚会議は収容所で起きた事態を検討して、1946年4月13日付決定828-338号(極秘)を採択したが、そこには事態の改善に向けた一連の対策が書かれていた。とりわけ、病人問題からまぬがれるために内務省の収容所から朝鮮へ2万人を移送し、代わりに肉体的に健康で重労働に適した捕虜2万2千人を連行することが決められた³⁸。」

この記述は事実だと思われる。これを裏付ける副次的史料が存在するからである。

第一に、同年5月26日付で、クルグロフがスターリン、モロトフ、ベリヤに対して、「ドイツその他の西欧諸国の民族」の中に長期にわたって労働能力を回復することが困難な者がいるので、彼らを母国に帰還させるべきだとする提案を行っていた。この提案は採

³⁵ 前掲『週間読売臨時増刊 極秘資料写真集』96 ページ。筆者はこの史料未見。

³⁶ Voennoplennye, pp.236-240.

³⁷ Ibid., p.243,254.

³⁸ Karpov, p.81, 翻訳 111 ページ。

扱され、6月18日に閣僚会議の決定が出て実行された³⁹。懲罰として強制労働に従事させていたのであるから、労働不能になった者をソ連に滞在させる理由がなくなったというのである。同じ理屈が日本人に適用されなかったはずはないであろう。

第二に、森田芳夫の『朝鮮終戦の記録』には、「ソ連の各地の収容所に抑留されていた軍人捕虜のうちの病弱者が、21年夏に満州の収容所に約1万5千名、北朝鮮の収容所に約2万7千名逆送されてきた。…これらの逆送者はもともと北朝鮮にいた部隊のものばかりでなく、入ソしていた満州・樺太・千島にいた部隊から、その後労働にたえない病弱者のみが選ばれて、約千名ぐらいずつの部隊を編成して送られてきたものであり、その部隊名簿もなかった。…正式引揚げには、これらの逆送軍人が含まれていた」とある⁴⁰。同様の記述は厚生省引揚援護局未帰還調査部の『満州・北鮮・樺太・千島における日本人の日ソ開戦以後の概況』(昭和34年5月)にもある⁴¹。

1947年4月にシベリアから帰国した双葉要も、その回想に次のような興味深い記述を残している。双葉によれば、「昭和21年8月頃からビロビジャン地区内の10ヶの収容所では弱兵(身体等位5級組)はピラカン部落の第10収容所付属の保健隊に収容せられ、翌9月内地帰還の目的を以て同所を出発した。私が昭和22年4月中旬内地に帰還して得た情報によれば、右の弱兵は朝鮮平壤市附近に送られて静養し逐次内地へ送還され、本年[1947年]4月までに全員帰還しているようだ⁴²。」

以上から見て、ソ連当局が1946年春までに起こった日本人捕虜の大量死という事件に突き動かされて、同年晩春から夏の時期に病弱者を帰国させるという措置をとったとほぼ断定できよう。しかし言うまでもなく、ソ連当局の日本人送還政策はこれで全てではなかった。むしろ以上とは逆に、抑留者の中の身体健全な者を優先して帰国させる政策が、これと並行して浮かび上がってくるのである。この動きを理解するためには、抑留者の中に起こっていた第二の変化を見る必要がある。

皮肉なことに、大量死の波に続くようにして、日本人抑留者の中ではソ連当局を喜ばせる動きが起った。管見の限りでは、赤軍中央管理部第7管理部長ブルツェフBurtsevを通して、党中央委員会国際情報部のスースロフに届けられた1946年5月6日付の文書が、こうした動きを伝える最初のものである。

³⁹ Voennoplennye, p.814, p.55.

⁴⁰ 森田芳夫『朝鮮終戦の記録』(巖南堂書店、1964)756-757 ページ。本書にあるこの記述については、長勢了治氏にシンポジウムの席上で教えていただいた。記して感謝の意を表す。

⁴¹ 厚生省引揚援護局未帰還調査部の「満州・北鮮・樺太・千島における日本人の日ソ開戦以後の概況」(昭和34年5月)38-40 ページ。この資料は、上記の長勢氏の教示を得た後に、筆者が見出したものである。

⁴² 双葉栗『シベリヤに居る日本俘虜の実状』(一平社、1947)165 ページ。ここにある5級組とはソ連側が抑留者を身体別に仕分け、一番体力が弱まっていると評価した人々に与えた標識だと思われる。別に4級に分けたとする回想もある。

この文書はハバロフスクにある収容所に抑留されている日本人兵士と将校の動向について、日本新聞の編集部が作成した報告のコピーである。それによると、1946年3月と4月にハバロフスクにある複数の収容所では、総数2万5千人から2万8千人を集めた集会や大衆会談がなされ、また政治アンケートの採取などがなされた結果として、兵士や将校に大きな「民主運動」が起こったという。報告は次のように続けていた。こうした運動が発生した結果、収容所の中は以下の如き様相を呈していた。第一に、「すべての収容所で民主運動への強い吸引力が認められ」た。これらの運動は「当面のところ、民主的傾向を持つ少数の指導者の周りに局地的に存在してい」た。第二に、兵士と将校の基本的多数の中では「生じた事態についてのより詳細な説明を要求する形で表われた大きな感情の高まりが生じて」いた。第三に、将校や下士官など軍の指揮官を中心とする層は、「収容所の中で、主として天皇制的支配形式を擁護し、兵士の中に収容所体制への不満と反ソ気運を燃え上がらせるために執拗な宣伝をすすめている。紛れもなく彼らはまだ大きな力を有している。ただし、彼らの地位はますます弱体化している」。「分散した[民主的…横手]グループを指導する具体的なプログラムがわが方になく、こうしたグループを指導するセンターがないことから、彼ら[民主的グループ…横手]はきわめて困難な状況に置かれている。特に注目には値するのは、兵士と将校の中間層に意識の高揚が起こっていることである。兵士と将校の大多数を構成する中間層は、現在、軍国主義的確信に強い動揺が生じている」。最後に報告は、「旧関東軍の兵士と将校から、民主連盟を創設すること」とそのために「民主連盟準備委員会を組織」すべきだと説いていた。

多くの斜線と書き込みから見て、スースロフはこの長文の報告に多大な関心を寄せた。彼は部下のパニューシキンに対して、この書類を検討するよう命じた⁴³。

「民主運動」は1946年の前半から急速に各地の収容所に広がっていった。たとえば7月3日には、タタール自治共和国の同年7月3日には、タタール自治共和国エラブシスコイの第97ラーゲリに収容されていた2592人の日本の将校が「『ソ』連邦政府、スターリン大元帥閣下ニ捧クル在『ソ』連邦日本将校ノ感想並感謝」なる文章を綴り、署名を付して提出していた。同文は「吾吾日本将校カ入『ソ』以来第一ニ痛感セルコトハ従来日本ニ於ケル『ソ』連親カ著シク歪曲セラレアリシ点ナリ。即チ『ソ』連邦ハ共産党ノ専制、独裁政権ニ対スル人民ノ不平、諸民族間ノ不和、庶民層ノ貧困、社会無秩序ノ為、其ノ国家組織ハ甚ダ脆弱ナリトノ観察カ事実ト全ク相違シアリ」と書いていた⁴⁴。

既に日本人抑留者の回想からよく知られるように、その後は多数の日本人抑留者が運動に参加していった。しかし言うまでもなく、「民主運動」を評価することはきわめて難しい。確かに、先の感謝状などのアピールは「民主運動」がけっしてソ連側管理者や日本新

⁴³ RGASPI,f.17,op.178.d.212.

⁴⁴ GARF,d.138,l.272-273.

聞編集部の指図に基づくものではなかったことを示している。日本陸軍の大佐以下の将校がソ連側の命令だけでこうした文章を書いたと考えるのは困難である。過去を悔恨する気持ちを抱いた者は、後から考えるほど、少なくなかった可能性がある。しかし他方では、抑留者の中に、ソ連側にこうした文書を提出すれば帰国が早まるだろうと計算した者が少なからずいたことも事実であろう。敗戦と抑留という彼らを取り巻く環境の変化が、抑留者の精神に強い影響を与えていた点も無視できない。おそらく、こうした一通りではない理由から、抑留者は「自発的」に運動に参加し、すすんでソ連体制を賛美する文章を綴ったものと思われる。いずれにせよ、強要されて書いた者はあったとしても少なかったろう。

運動の「自発的」な拡大はソ連側管理者に強い印象を与えた。既に引用した1946年7月3日付スターリン宛の内務省文書にある「最近、ソ連邦において収容されている日本人捕虜の中にかんがりの民主的気運の向上が認められる」ので、抑留者たちに日本にいる家族との間の文通を許すべきだとする議論は、この事実を例証している。史料はないが、親ソ的な日本人を帰還させて日本国内でソ連の影響力を高めようとする構想は、こうした判断の延長上に浮かび上がってきたものと思われる。10月4日に閣僚会議は、「日本人捕虜及び民間人」の送還に関する決定を採択した。決定本文はまだ入手していないが、内務省が発したその実施細目についての命令がこの点を明白に示している。以下この細目の関連部分を訳出してみよう。

「10月4日付日本人捕虜及び民間人の送還に関するソ連邦閣僚会議決定第2235-921sを実施するために、以下のことを命じる。第一(略)。第二、内務省の収容所から1946年に2万5千人を下回らない日本人捕虜の送還を行うために、主として日本人捕虜を配置していながら、1946年から47年の冬期に利用する用意がない収容所より確保すべし。1946年の内務省収容所からの日本人捕虜の輸送otpravkaは、その1946年中の輸送が作業上望ましくと判断された将校を除き、他の将校を含む日本人捕虜からなる大隊からすべて行うべし。1946年に送還する者の中に、病人と衰弱者を含めぬこと⁴⁵。」

このようにして、先の「労働能力のない者」の送還と180度異なる判断に基づく日本人抑留者の復員政策が採択されたのである。このような政策が、他の政策、すなわち将来の事態に備えて、ソ連通を予防拘束するという政策とどのように辻褄があわされたのか、まだ明白ではない。一般の日本人を帰しても、主要なソ連専門家だけ拘束しておけばを対日予防という目的は達成できると判断したのであろうか。なお調査を要する問題である。いずれにせよ、健康な抑留者を優先するという政策は、1946年12月19日に米ソ間でソ連に抑留されていた日本人「捕虜と民間人」の復員に関する協定が締結され、実施に移され

⁴⁵ Voenoplennye, pp.815-816.

ていった。1947年1月14日、クルグロフはスターリン、モロトフ、ベリヤにあてて、「日本人捕虜及び抑留者の復員」について、次のような報告を行った。

「ソ連邦内務省は1946年10月4日付日本人捕虜及び民間人の復員に関するソ連邦閣僚会議決定第2235-921sの遂行について、以下の如く報告する。

1946年にソ連邦内務省によって復員諸機関に18616名の日本人捕虜が引き渡された。彼らはナホトカ港、チタ市およびイルクーツク州マリタ[ト?…横手]駅に特別に組織された収容所に送り届けられた。日本人は身体健康な状態で引き渡され、時候に相応しい衣服と靴が支給された。日本人捕虜を乗せた列車には、料理用のかまど、必要な食器、備品、一日三度の食事として計算された食糧品、医薬品が装備され、医療看護者が配備された。本国へ送還される若千の日本人は、帰還にあたり、書簡の形でソ連邦について、また捕虜として置かれた条件と待遇についてその評価を寄せた。そのうちで特徴をよく表しているものを引用する。

オカベ・キヨシ少尉poruchik

国民の生活の質朴さには驚かされた。ソ連邦には民族の差別がない。収容所の職員はわれわれに注意深く、文化的に対応した。今、祖国に帰還するにあたり、われわれがソ連滞在の一年間に受けたよき待遇に感謝の言葉も無い…。(以下略)⁴⁶」

ここから明らかなように、復員者は彼らの意図するしないにかかわらず、ソ連の宣伝を行うという任務を帯びていた。それはアメリカ側を警戒させ、復員者の将来をいっそう辛いものとした。この集団の中にどのように病弱者が加えられたのかまだ判明しないが、彼らの将来がさらに過酷なものとなったことは想像に難くない。ともかくこうしてソ連による抑留者の最初の復員が始まったのである。

結び

ソ連による大日本帝国民の抑留の問題は、長い間、日本のロシア史研究者によって研究されずに来た。この事実は、戦後の日本人のロシア(ソ連)研究がもっていた方向を考える上で特別な意味を持っている。しかしこの小論では、この点は問題提起にとどまっている。ここで最小限確認しておきたいのは、ソ連の対日本人政策が、1945年8月から翌年12月にかけて、きわめて大きな振幅を持つものであったという事実である。換言すると、政策に首尾一貫した政策を見ることはできず、いわば場当たりの政策の寄せ集めでしかなかったという事実である。この事実は冷戦期のソ連の対日政策を考える上で大きな意味

⁴⁶ Ibid.,p.827.

を持っている。

(付記。本稿は研究会に予め提出したペーパーに訂正と加筆を加えたものである。研究会の席上で、筆者の報告に批判と助言を寄せてくださった出席者に感謝する。)